

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月26日発行

Vol.441

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

双葉町

「ブログふたばのわ」から

復興への歩み、新たなスタートへ

3月4日の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除、3月7日の常磐双葉インターチェンジの供用開始や3月14日のJR常磐線双葉駅の営業再開を目前に控え、町の様子には大きな変化が見られました。



JR常磐線双葉駅周辺



10ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	3
浪江町	5
双葉町	9

●三条市News

・東日本大震災 黙祷及び献花	11
----------------	----

●交流ルームひばり通信

・2月・3月の「ひばり」	12
--------------	----

1/31 金 ~ 2/4 火

台北国際動漫節

市では、台湾で開催されたアジア最大級のポップカルチャーの祭典「台北国際動漫節」に出展しました。

騎馬武者に扮した職員が来場者と記念撮影をし、陣羽織姿を体験していただきながら、7月に開催される相馬野馬追をPRしました。

出展は、「復興ありがとうホストタウン」を務める県内の本市と北塩原村、岩手県の大槌町と野田村の4自治体と内閣府で行いました。

被災時に受けた支援に対する感謝の気持ちを伝えるとともに、復興の現状とプロセスを発信しました。

出展ブースには、ふくしま応援ポケモンの「ラッキー」、いわて応援ポケモンの「イシツブテ」をはじめ、アイドルグループなどもかけつけて、1200人を超える方々と交流できました。



来場者に書いていただいた
台湾代表への寄せ書き





南相馬市からのお知らせ

国民健康保険の一部負担金の免除期間について

2月21日HP更新

一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1)避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和3年2月28日まで
(2)令和元年(平成31年)度中に避難指示が解除された旧帰還困難区域の方、旧居住制限区域の方、旧避難指示解除準備区域の方	令和2年9月30日まで ◆令和2年10月1日～令和3年2月28日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和元年(平成31年)中の所得(※1)の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(3)平成30年度以前に避難指示が解除された旧居住制限区域の方、旧避難指示解除準備区域の方	令和2年7月31日まで 同じ世帯の国保加入者全員の平成30年中の所得(※1)の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(4)旧緊急時避難準備区域の方	◆令和2年8月1日～令和3年2月28日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和元年(平成31年)中の所得(※1)の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(5)旧特定避難勧奨地点の方	
(6)避難指示等対象地域以外の方および(3)～(5)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方(震災による住宅の全半壊など)	令和3年3月31日まで

所得(※1)：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。

※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

■お手元の保険証をご確認ください。

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

福島県
国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇
適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
世帯主氏名 〇〇〇 〇〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者番号 交付者名 南相馬市

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

地酒「御本陣」新酒発表会

2月13日、本市の地酒「御本陣」新酒発表会が、市民文化会館「ゆめはっと」で開催されました。

御本陣は、本市産米「夢の香」で仕込んだ日本酒です。

関係者が鏡開きを行い、新酒の完成を祝いました。

御本陣は、市内のスーパーやコンビニ、酒販店などで2月14日から発売されています。



問い合わせ

経済部 農政課 振興係

TEL 0244-44-6807



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [2/21～2/28]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 鹿島御子神社 火伏せ祭り [14分]
3. 報徳仕法ってなんだろう？
～二度の大飢饉からこの地を救った二人の名君～ [25分]
4. 月刊 図書館通信 2月号 [7分]
5. 原町中央青果市場 ふれあい感謝市（リクエストアワー） [7分]
6. 南相馬市議会 第5回(12月)定例会 放送日程のお知らせ [3分]
7. リクエストアワーのお知らせ [2分]





浪江町からののお知らせ

浪江町民のADRの和解事例を掲載します【2月20日更新分】

2月20日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、ADRセンター）のHPでは、1618件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にさせていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものを抜粋しました。（2月20日更新分）

和解事例No.1618

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失神を繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払い金122万円を除く。）。

- ・和解金額 3,892,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1617

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故による避難の結果、別離を余儀なくされたことを考慮して、別離が生じていた平成23年8月から平成25年10月まで（ただし、別離状態が解消していた期間を除く。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したこと等を考慮して、平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として上記別離による増額分とは別に月額3万円が、申立人父の就労不能損害について、平成27年3月分から同年12月分まで、避難中の就労状況等を考慮して、原発事故前の収入額の8割相当額と上記期間の実収入額との差額が、それぞれ賠償された事例。

- ・和解金額 2,293,356円〔精神的損害〕〔避難費用（生活費増加分等を含む）〕

和解事例No.1616

避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故による避難中、他県にて同様に飲食店を営み、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業再開した申立人の営業損害（追加的費用）について、一部設備を避難の際に持ち出して、移転先において加工の上、用いていたところ、当該設備の移転先からの撤去費用、期間後の店舗に用いるために当該設備を再運搬、再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用から当該設備の財物賠償として賠償を受けた額を差し引いた額等が賠償された事例。

- ・和解金額 1,078,200円〔財物損害〕〔営業損害〕

次ページへ続きます

和解事例No.1615

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、広汎性発達障害を有する中での避難であったこと等を考慮して、平成23年3月から移住を前提とする転居をした半年後である平成26年9月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額6万円（合計218万円）が賠償されたほか、生命身体的損害として、慰謝料が賠償された事例。

- ・ 和解金額 2,702,760円〔精神的損害〕〔生命・身体的損害〕

和解事例No.1613

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にあった父母につき要介護の状態や生活状況等に応じて1名当たり月額3万円ないし5万円が賠償された他、避難先で父母の介護を余儀なくされた子夫婦につき介護負担の状況や生活状況等に応じ両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例。

- ・ 和解金額 10,750,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1610

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円（避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額。）が賠償された事例。

- ・ 和解金額 5,124,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1608

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を生じたこと等を考慮して、平成23年4月から平成30年3月分まで、月額3万円（合計252万円）が賠償された事例。

- ・ 和解金額 2,520,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1607

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1.賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事、電気工事及び給水設備が賠償されたほか、2.日常生活阻害慰謝料（増額分）として、家族別離、妊娠中及び乳幼児を育児していたの各事由ごとに月額3万円が賠償され、また、3.自治体関連団体において臨時職員として稼働していた申立人の平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の一部（当初5割、後3割）が賠償された事例。

- ・ 和解金額 8,595,473円〔精神的損害〕〔就労不能損害〕〔財物損害〕〔営業損害〕

次ページへ続きます 

和解事例No.1606

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、通院1回当たり1万円の入通院慰謝料等の生命身体的損害が賠償された事例。

- 和解金額 326,240円〔生命・身体的損害〕

その他の和解事例はADRセンターのHPをご覧ください。

- ▶ ADRセンターHP【和解仲介の結果の公表について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm

**ADR申立てをするには？**

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。
申立書の取得等は以下のページをご覧ください。

- ▶ 浪江町HP【個人でのADR申立てについて】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



ADR申立てについて「よくある質問」を掲載しています。

- ▶ 浪江町HP【賠償（ADR申立て）よくある質問】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/life/21/65/170/>

**問い合わせ****総務課 賠償支援係****TEL 0240-34-4638**

浪江町HP「つながろう なみえ」から

世界らん展に浪江町が出展しました

2月14日から21日にかけて、東京ドームにて開催された「世界らん展2020-花と緑の祭典-」。各国のらんを中心とした花々が色鮮やかに咲き乱れ、来場者を魅了しました。

浪江町は15日、16日にブースを出展し、町内で栽培された「トルコギキョウ」と「ストック」の販売を行いました。また、実証栽培2年目となる「セネシオ」のプレゼントも実施し、受け取った人に笑顔があふれました。

16日にはステージイベントにて假屋崎省吾先生にも町の紹介をしていただき、ブースは大盛況、早々に完売となりました。（情報統計係 猪俣）

- 「浪江町フラワープロジェクト」
<https://www.namie-flower.jp/>



- 「世界らん展2020-花と緑の祭典-」公式ページ
<https://www.tokyo-dome.co.jp/orchid/>





双葉町からのお知らせ

双葉町役場コミュニティーセンター連絡所開所のお知らせ

2月14日HP更新

3月4日から双葉町役場コミュニティーセンター連絡所を開所します。

●双葉町役場コミュニティーセンター連絡所

〒979-1471 双葉町大字長塚字町西39-22

TEL 0240-23-0051 / **FAX** 0240-23-0052

開所時間：午前9時～午後4時

主な業務内容

- ・諸証明の申請受け付けおよび交付に関すること（戸籍、住民票、税務、被災証明など）
- ・一時立入支援に関すること
- ・個人線量計などの貸し出しに関すること

※ 行政窓口は年末年始を除く平日のみ開設し、個人線量計の当日貸し出し窓口を内閣府が毎日開設します。

※ 連絡所への郵送物は、双葉町役場いわき事務所で受け付けをします。郵送物は、直接いわき事務所宛にお送りください。

※ 車で来所される方は連絡所の南側にある公営無料駐車場（約10台程度）をご利用ください。

※ 連絡所内の休憩スペースを毎日開放します。お立ち寄りの際は、お気軽にご利用ください。



※ 個人線量計の貸し出しについては、住民生活課（TEL 0246-84-5206）へお問い合わせください。

問い合わせ

総務課

TEL 0246-84-5200

双葉町「ブログふたばのわ」から

復興への歩み、新たなスタートへ

2月10日、町の様子をドローンで撮影しました。

3月4日の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除、3月7日の常磐双葉インターチェンジの供用開始や3月14日のJR常磐線双葉駅の営業再開を目前に控え、町の様子には大きな変化が見られました。

ここ数カ月で建物や道路を整備する車両の往来も増え、復興への歩みはより一層スピードを上げているように感じました。

今新たにスタートを切ろうとしている町の様子を紹介します。

■常磐双葉IC周辺



■JR常磐線双葉駅周辺



■中野地区復興産業拠点(産業交流センター、東日本大震災・原子力災害伝承館)



■双葉海水浴場周辺



町では双葉町公式YouTubeチャンネルで、定期的にドローン映像「空から見た復興状況」を配信しています。ぜひご覧ください。

双葉町復興支援員(ふたさぼ) 木幡

東日本大震災 黙とう^{とう}及び献花

東日本大震災から9年を迎える3月11日(水)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。
平日の開催となりますが、多くの方の参加をお待ちしています。

- と き **3月11日 水** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主 催 三条市
- 協 力 さんじょう∞ふくしま「結」の会
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日の総合福祉センター開館時間内は献花していただけます。

(昨年の様子)



平成三十一年三月十一日
東日本大震災
黙とう及び献花



2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				2/27	28	29
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
3/1	2	3	4	5	6	7
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
8	9	10	11	12	13	14
		ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2020.2.26現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	4	7
南相馬市 計	21	50
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	29	73

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511